



Title	吉田兼俱の『日本書紀』講釈の研究 : 中世の神典注釈をめぐる諸言説の連関
Author(s)	小田島, 良
Description	この博士論文の全文は利用可能日以降に公開されます。利用可能日以前の閲覧方法は https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/ をご参照ください。
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第16664号
Issue Date	2025-09-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k16664
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/98274
Type	doctoral thesis
File Information	Ryo_Odajima_summary.pdf, 全文の要約



学位論文内容の要約

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名：小 田 島 良

学位論文題名

吉田兼俱の『日本書紀』講釈の研究——中世の神典注釈をめぐる諸言説の連関——

【本論の背景】

養老四年（七二〇）に撰述された『日本書紀』（以下『書紀』）は、「日本」の起源を語るこの国の正史として、その成立から現代に至るまで権威を保ちつづけている。そして、巻一・二のいわゆる神代巻は、天地開闢にはじまり、国土の生成、天皇家に繋がる天孫の降臨と、神話を通してこの世界と国土そして統治者たる天皇の起源を語り、この国のありかたを規定する諸要素の成り立ちを説き明かしていく。その権威と内容ゆえ『書紀』は早くから注釈の対象となり、すでに平安期には宮中で講書が行われ、以降の歴史を通して多くの注釈書が生み出されることになった。そして、それら『書紀』注釈の営みは、神話を注釈するというかたちをとりながら、実際にはそれぞれの時代の自国意識と歴史意識が色濃く投影されており、注釈が行われた時代におけるこの国のありかたを追究する営みとなっている。そのため、『書紀』注釈史の研究は、単に『書紀』が歴史のなかでいかに読まれてきたのかを明らかにするだけではなく、『書紀』を通して人々が「日本」をめぐる諸要素をどう捉え理解してきたのかその変遷を明らかにするものといえる。

本論もまた、そうした『書紀』注釈史の研究のひとつであり、その主題となるのは室町後期の神道家・吉田兼俱（一四三五～一五一一）による『書紀』講釈である。兼俱が活躍したのは応仁の乱後の京、いまだ戦乱のあとの生々しく残るなか、兼俱は五山僧や幕府の将軍そして天皇や廷臣たちといった当時の文化的・政治的中枢に向けて『書紀』の講釈を行った。とくに文明一二年（一四八〇）の後土御門天皇（一四四二～一五〇〇）への進講の成功によって兼俱は従二位へと昇叙された。兼俱によって大成された吉田神道は、後の寛文五年（一六六五）に発布された諸社禰宜神主法度によって神道の正統とされ、近世に吉田家は全国の社家の頂点に君臨することになる。兼俱の『書紀』講釈は、こうした以降の吉田家の繁栄につながる重要な意味をもつものである。

兼俱の『書紀』講釈（および併せて行われた「中臣祓」の講釈・伝授）は、五山僧を主とする受講者の手による聞書が複数残されており、それによって講釈の内容を窺うことができる。それらの聞書を見ていくと、兼俱の『書紀』講釈が『書紀』本来の内容から大きく逸脱するものであり、自らの神道説をはじめ仏教や儒教や陰陽道などの言説を取り入れて『書紀』を大胆に読み替えてしまっていることが分かる。しかし、そうした『書紀』原文からの逸脱にこそ、当時の社会における『書紀』の生きた姿を読み取ることができるといえよう。本論では、兼俱の『書紀』講釈および「中臣祓」講釈の聞書を分析することによって、そうした逸脱も含む兼俱の講釈の特質を明らかにすることを目指す。

【本論の第一部・第二部の要約】

本論は第一部・第二部の全二部六章によって構成され、第一部に付論を加えた。

第一部は『神皇正統記』と吉田兼俱の『日本書紀』講釈」と題し、兼俱の『書紀』講釈を論じた。従来の兼俱の『書紀』講釈に対する研究は、『釈日本紀』や一条兼良（一四〇二～一四八一）の『日本書紀纂疏』（以下『纂疏』）といった正統的な『書紀』注釈史の延長として、その継承と発展あるいは対抗として分析されることが多かった。しかし、兼俱の『書紀』講釈のもつ『書紀』注釈としての逸脱を分析していくためには、『書紀』注釈の系譜とはまた別の角度からそこに迫る必要がある。具体的に本論では、北畠親房（一二九三～一三五四）による『神皇正統記』（以下『正

統記』)の受容と、同時代の五山僧との交流という、二つの方向性から分析を行った。

第一章「正直と〈無一物〉—『神皇正統記』の禪的表現をめぐって—」では、兼俱の『書紀』講釈における『正統記』受容を分析する前に、『正統記』そのものについて論じた。『正統記』応神天皇条には、三種神器の「鏡」について「鏡ハ一物ヲタクハヘズ。私ノ心ナクシテ、万象ヲテラスニ是非善悪ノスガタアラハレズト云コトナシ。其スガタニシタガヒテ感応スルヲ徳トス。コレ正直ノ本源ナリ」とあり、当該箇所は兼俱の『書紀』講釈にも取り入れられている。その「鏡ハ一物ヲタクハヘズ」という表現に対して、これが禅宗の六祖・恵能の偈「菩提本より樹無し／明鏡も亦台に非ず／本来無一物／何れの処にか塵埃を惹かん」を端緒として禅家で培われてきた〈無一物〉の考えにもとづくものであることを論じた。そして『正統記』が「鏡」の象徴とした「正直」の徳目は、この世界が本質的には空無であることを認識しながらも、万民への慈悲のために善事・悪事に適切な裁断を下すという内容の、禅の教えを根底に置いた政治的倫理であると分析した。

第二章「吉田兼俱の『神皇正統記』受容—『日本書紀』講釈を中心として—」では、前章で論じた『正統記』当該箇所が兼俱の『書紀』講釈でいかに受容されているのかを論じた。具体的には、吉田兼俱の『書紀』講釈の聞書である『神書聞塵』中に、『正統記』の当該箇所がいかなる意味をもって引用されているのかを分析していった。その結果、とくに注目すべき受容として、兼俱が『正統記』の当該箇所を、先行する『書紀』注釈書である『纂疏』中の仏教説にもとづく注釈に照応させて読み替えていることを指摘した。さらに兼俱はそれを『正統記』からの引用としてではなく「神道ノ要文」という古代(垂仁天皇代)のテキストであるとして、その由緒を偽装して引用していた。垂仁天皇の時代は日本に儒教も仏教も伝来する以前であり、「神道ノ要文」というラベルを貼ることによって、『書紀』に対する仏教的な解釈を仏教以伝来前の「神道」の説として展開することが可能になっているのだった。

第三章「吉田兼俱の『日本書紀』講釈と五山僧」では、兼俱の『書紀』講釈の聞き手でもあった五山僧たちと兼俱との交流に着目した。現在残されている兼俱の講釈の聞書はその大半が彼らの手によるものであるが、従来、兼俱の講釈に五山僧が列席した理由は、五山僧たちの諸教一致の宗風によるものと説明されてきた。それに対して本章では、兼俱の『書紀』講釈のなかには五山僧の教養であった禅や漢詩文が取り込まれていることを明らかにし、兼俱の側も彼らとの交流で得た学知を自らの『書紀』研究に活かしていることを明らかにした。

第一部の付論「能《放生川》と『神皇正統記』」では、石清水八幡宮の放生会を舞台とする世阿弥の能《放生川》に、一章で論じた『正統記』当該箇所が受容されていることを論じた。従来典拠未詳とされていた詞章の典拠が『正統記』であったことを指摘するとともに、それが《放生川》の八幡神像の中核となっていることを論じた。南北朝期に活躍した親房と、室町後期に活躍した兼俱の間には約百年の径庭が存在しているが、本章はいわばその百年の間に『正統記』当該箇所がいかに受容されていたのかを窺うことのできる貴重な例といえる。

第二部は『中臣祓訓解』と吉田兼俱の『中臣祓』講釈」と題し、兼俱の「中臣祓」講釈について論じた。第一章『中臣祓訓解』と空海の著作」および第二章『中臣祓訓解』の第六天魔王譚』では、兼俱の「中臣祓」講釈の基礎となった『中臣祓訓解』(以下『訓解』)について論じた。久保田収『中世神道の研究』(神道史学会、一九五九年)が明らかにしたように、『訓解』は伊勢神道の神道五部書や、両部神道の『麗気記』を始め、多くの中世神道書に典拠として利用されており、いわば中世神道書の起源のひとつとしてこれまで注目されてきた。それに対して本論では『訓解』そのものがいかなる典拠をもとに生み出されたのかを論じた。第一章では『訓解』の注釈が空海の『三教指帰』と当時空海の著作と考えられていた『弘仁遺誠』を典拠としており、『訓解』はそれにもとづく注釈を、空海に仮託して展開していたことを明らかにした。第二章では『訓解』中のいわゆる第六天魔王譚——日本の誕生に際して天照大神と第六天魔王のやり取りがあったとする説話——に着目し、その箇所の典拠として『三教指帰』や澄憲の『如意輪講式』が用いられていることを明らかにした。また、同譚の内容が『訓解』の「中臣祓」注釈の説く破魔の功德と結びついていることを論じた。

最後の第三章「吉田兼俱の『中臣祓』講釈と『中臣祓記解』」では、前章まで論じた『訓解』の内容を踏まえ、それをもとに兼俱がいかに「中臣祓」を解釈しているかを論じた。兼俱は『訓解』の内容を継承しつつも、『訓解』ではあくまでも副次的に言及されるのみだった「疾病消除」の功

徳を前景化させて「中臣祓」を解釈しているのだった。そして、その背後には『書紀』で大己貴命・少彦名命が定めた「病を療むる方」を「中臣祓」と同一視していることがあった。そして、中国から日本に医書が将来される以前、さらには未だ中国においても医学が確立していなかった古代に、すでに日本には「中臣祓」という〈医術〉があったとして、日本だけでなく中国も含めた〈医術〉の淵源に「中臣祓」を位置づけるのだった。加えて、兼俱はその際に明代の朱権（一三七八～一四四八）による医書『活人心』を傍証として持ち出し、その序に記された「古之神聖之医」による〈医術〉と「中臣祓」を重ね合わせ、自説の裏付けとしていた。

【本論の結論】

ここまでの論を踏まえ、博論全体の結論として『書紀』と「中臣祓」——以下ではこれらを神典と総称する——に対して兼俱の行った講釈が、それ以前の神典注釈と比していかなる特徴を持っていたのかを考えた。

兼俱は、神道という日本のローカルな信仰と結びついた神典に対して、日本の外からもたらされた仏教や儒教等の言説に接続させて、一種のグローバルな思想的文脈のなかでそれらを解釈していた。そうした注釈姿勢そのものは、兼俱だけに固有のものではなく、それ以前の『訓解』や『纂疏』にも共通して見られるものである。ただし、兼俱以前の神典注釈においては、神典の内容と仏教や中国思想とが一致する地点を探り、それを明らかにすること自体が重要な目標であった。『訓解』や『纂疏』の編者の前には、普遍性と国際性を有する仏典や漢籍による言説空間が前提として存在しており、そこに『書紀』や「中臣祓」といった眼前のテキストを参入させることが目指されていたのだった。それに対して兼俱にとっては、神道と外来思想の一致を示すことそのものは目的ではなく、両者の一致は自らの神道説を主張するための手がかりであった。兼俱の説いた根本枝葉花実説では、神道を「根本（あるいは種子）」に、儒教をはじめ中国思想を「枝葉」に、仏教を「花実」に当てて図式化されており、兼俱にとって仏教や儒教といった外来思想はすべて神道から分化した存在として位置づけられる。それゆえに、神道と外来思想の内容が一致することは、それらが神道を源流としていることの証左であり、その一致は発展の歴史的痕跡として理解されるのだった。『訓解』や『纂疏』が神典と仏典と漢籍を水平な広がりの中に整序したのに対し、兼俱の神典注釈はそこに垂直の時間軸を導入し、歴史的なパースペクティブのなかで諸言説を秩序づけたのである。そして、始原のテキストたる『書紀』を、その分化したすがたである仏典や漢籍をもとに探り出すという建前のもと、兼俱の注釈は組み立てられるのだった。それは『訓解』や『纂疏』が所与のものとしていた仏典や漢籍の言説空間に対し、その外部にありながら、その空間そのものを支える特権的なテキストとして『書紀』を位置づけることになる。

そして、その『書紀』との関係の中で「中臣祓」もまた特別な価値を帯びることになる。第二部第三章で兼俱が「中臣祓」と大己貴命・少彦名命が定めた「病を療むる方」を同一視することを指摘したが、このように兼俱は『書紀』の内容と「中臣祓」を結びつけていく。この他にも「中臣祓」の起源が黄泉から帰還した伊弉諾尊の禊ぎにあると説き、あるいは駿河で火攻めにあった日本武尊が「中臣祓」を唱えてその危機を脱したと説くなど、『書紀』の神話の内部に「中臣祓」の存在を組み込んでいくのだった。そのようにして、「中臣祓」は『書紀』の神話世界に由緒を有することになり、神話の時代から当代まで受け継がれた聖なるテキストとして価値化される。そして「中臣祓」を用いた祓の儀式は、かつて神々や先人たちが発揮していた力を、そのまま当代に再生させる儀式となるのだった。それは、仏教や中国思想というかたちで分化される以前の神道のすがたを再生させることにほかならず、それゆえに「中臣祓」の儀式は、あらゆる功德を兼ね備える特別な儀式として位置づけられるのである。

以上、本論は全二部六章および付論によって、『正統記』や『訓解』や《放生川》といった兼俱以前のテキストに対しても個別の分析を行いながら、それら先行言説のうえに兼俱の『書紀』講釈と「中臣祓」講釈がいかに展開されているのかを論じ、その講釈の特質を明らかにした。